

令和 7 年 3 月 1 7 日
堺市国民健康保険課

「糖尿病性腎症重症化予防業務」に係る仕様書の訂正について（お知らせ）

標題のことについて、下記のとおり訂正しますのでお知らせいたします。

また、現在、堺市ホームページの保険・年金業務に係る入札等公募のお知らせ及び業務委託に係る入札等公募案件に掲載されている仕様書は、訂正済みですので、再度ダウンロードしていただきますようお願いいたします。

なお、この訂正に伴う、入札日程の変更はありません。

ご迷惑をお掛けすることをお詫び申し上げます。

記

1 訂正する案件

案件名：糖尿病性腎症重症予防業務

2 訂正する内容

（１）仕様書の５（１）キ（イ）

【訂正前】

不在等により、架電に対する応答がない場合は、その後、曜日・時間を変更して保健師、看護師又は管理栄養士が３回以上再架電を実施する。それでもコンタクトが取れない場合は、発送物を作成し封書を送付することで、受診勧奨及び保健指導内容の紹介・参加勧奨を１回以上行う。

【訂正後】

不在等により、架電に対する応答がない場合は、その後、曜日・時間を変更して保健師、看護師又は管理栄養士が３回以上再架電を実施する（２回目以降の架電は延べ２００回程度を想定）。それでもコンタクトが取れない場合は、発送物を作成し封書を送付することで、受診勧奨及び保健指導内容の紹介・参加勧奨を１回以上行う（発送件数は７０件程度を想定）。

(2) 仕様書の5 (3) オ (イ)

【訂正前】

不在等により、架電に対する応答がない場合は、その後、曜日・時間を変更して保健師、看護師又は管理栄養士が3回以上再架電を実施する。それでもコンタクトが取れない場合は、封書により発送物を作成した上で、受診勧奨及び特定健診の紹介を1回以上行う。

【訂正後】

不在等により、架電に対する応答がない場合は、その後、曜日・時間を変更して保健師、看護師又は管理栄養士が3回以上再架電を実施する。それでもコンタクトが取れない場合は、封書により発送物を作成した上で、受診勧奨及び特定健診の紹介を1回以上行う（発送件数は50件程度を想定）。

※訂正前後でページ数の変更はありません。